

新宿区景観まちづくり条例（素案）

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第7条)
- 第2章 景観まちづくり計画等の策定(第8条・第9条)
- 第3章 行為の規制等(第10条 - 第17条)
- 第4章 景観重要建造物(第18条 - 第21条)
- 第5章 景観重要樹木(第22条 - 第25条)
- 第6章 景観協定(第26条)
- 第7章 景観まちづくり推進の支援策(第27条・第28条)
- 第8章 景観まちづくり審議会(第29条・第30条)
- 第9章 雑則(第31条)

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等の施策並びに新宿区（以下「区」という。）における良好な景観の形成に係る施策を総合的に展開することにより、区の歴史的、文化的資源並びに自然環境と調和した良好な景観を保全及び継承し、地域特性に応じた良好な景観を新たに形成し、もって区への来訪を促すことにより地域を活性化し、潤いのある豊かな区民の生活環境を創出することを目的とする。

（基本理念）

第2条 良好な景観は、先人から受継いだ区民共通の財産として、現在及び将来の区民が享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

3 良好な景観の形成は、地域の魅力や特色の創造に大きな役割を担うものであることにかんがみ、区、区民及び事業者等の協働により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

4 良好な景観は、広域的に都市としての魅力を高めていくことにより形成されていくものであることにかんがみ、都及び隣接区等との連携と協力のもとで、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

（区の責務）

第3条 区は、法第2条に定める基本理念及び前条に定める基本理念（以下、これらを「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策（以下「景観形成施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する区民及び事業者の理解を深めるよう努めるとともに、区の景観形成施策に区民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 区は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために、区民、事業者、国及び他の地方公共団体が相互に有機的な連携を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら良好な景観の形成に努めるとともに、区の景観形成施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、相互に協力して、区の景観形成施策に協力するよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請等)

第6条 区長は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、協力を要請するものとする。

2 区長は、国及び他の地方公共団体から、良好な景観の形成を推進するために必要な協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(用語の定義)

第7条 この条例で使用する用語の意義は、法で定める用語の例によるものとする。

第2章 景観まちづくり計画等の策定

(景観まちづくり計画の策定)

第8条 区長は、区の区域における法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画として、新宿区景観まちづくり計画(以下、「景観まちづくり計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、景観まちづくり計画において、地形及び地物等の地理的条件、土地利用の状況、景観上の特性等を勘案し、法第8条第2項第1号の景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)を区分する地区(以下、「区分地区」という。)及び区分地区に係る同項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めることができる。

3 区長は、景観まちづくり計画を定めようとするときは、あらかじめ、第29条第1項に規定する新宿区景観まちづくり審議会(第29条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 区長は、景観まちづくり計画を定めたときは、その内容等について区民に周知するものとする。

5 前2項の規定は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める軽微な変更を除き、景観まちづくり計画の変更について準用する。

(景観形成ガイドライン)

第9条 区長は、建築物、工作物等に係る区の区域内の各地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を誘導するための指針として、新宿区景観形成ガイドライン(以下「景観形

成ガイドライン」という。)を定めるものとする。

- 2 区長は、景観形成ガイドラインを策定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、景観形成ガイドラインを定めたときは、その内容等について区民に周知するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成ガイドラインの変更について準用する。

第3章 行為の規制等

(事前協議)

第10条 区の景観計画区域内における行為に係る法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定の規定による通知(以下「行為の届出等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長に協議の届出をしなければならない。この場合において、当該協議の届出は、別表第1の左覧に掲げる行為の種別に応じ、同表の中欄に掲げる手続きに応じて同表の右欄に掲げる協議開始日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定による協議の届出をした後において、区長から第12条第1項に規定する書類のうち当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議の届出をした者は、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(要請)

第11条 区長は、前条の規定による協議の届出を受けた場合において、その協議の届出に係る行為が景観まちづくり計画又は景観形成ガイドラインに定められた事項に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該協議の届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(届出事項等)

第12条 法第16条第1項若しくは同条第1項の規定による届出又は同条第5項後段若しくは次項の規定による通知に係る書類は、規則で定めるものとする。

- 2 法第16条第5項後段の規定による通知を行った国の機関又は地方公共団体は、その通知に係る行為の内容を変更するとき(当該変更により当該通知に係る行為が同条7項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。)は、あらかじめ、その旨を区長に通知しなければならない。
- 3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 法第16条第1項各号に掲げる行為(同項第2号に掲げる行為にあっては規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの
- 4 前項第2号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、区分地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2

号に掲げる行為とする。

(行為の完了の届出等)

第14条 行為の届出等をした者は、当該行為の届出等に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、区長に当該行為の完了に係る届出(行為を行う者が国の機関又は地方公共団体である場合を除く。)又は通知(行為を行う者が国の機関又は地方公共団体である場合に限る。)をしなければならない。

2 前項の規定による行為の完了に係る届出又は通知は、当該行為が完了した日から4日以内に、行わなければならない。ただし、災害等やむを得ない理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

(催告及び公表等)

第15条 区長は、次に掲げる者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう催告することができる。

第10条第1項の規定による協議の届出をしない者又は虚偽の届出をした者

第11条の規定による要請に従わない者

第14条の規定による行為の完了に係る届出を行わない者

2 区長は、法第16条第3項による催告又は前項の規定による催告を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、前項に規定する催告又は催告を受けた者が、正当な理由なくその催告又は催告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(変更命令等の手続)

第16条 区長は、法第17条第1項前段又は同条第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(景観まちづくり計画への適合)

第17条 法第16条7項各号に掲げる行為を行おうとする者又は行っている者は、当該行為が景観まちづくり計画に定める事項に適合するよう努めなければならない。

第4章 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

第18条 区長は、法第19条第1項の規定により景観重要建築物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 区長は、景観重要建造物の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。

当該景観重要建造物の水による腐食を防止するための措置を講ずること。

当該景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長

と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。

前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要建造物の所有者等の変更の届出等)

第20条 景観重要建造物の所有者又は権限に基づく占有者(以下「景観重要建造物所有者等」という。)が変更したときは、変更後の景観重要建造物所有者等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の滅失又はき損の届出)

第21条 景観重要建造物所有者等は、当該景観重要建造物の全部又は一部が、滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

第5章 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定)

第22条 区長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 区長は、景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

当該景観重要樹木について病虫害を駆除するための措置を講ずること。

当該景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらの措置に類する措置を講ずること。

当該景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講じること。

前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の所有者等の変更の届出)

第24条 法第33条に規定する景観重要樹木の所有者又は権限に基づく占有者(以下「景観重要樹木所有者等」という。)が変更したときは、変更後の景観重要樹木所有者等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要樹木所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の滅失又は枯死の届出)

第25条 景観重要樹木所有者等は、当該景観重要樹木の全部又は一部が、滅失し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

第6章 景観協定

(景観協定)

第26条 法第81条第4項の規定による認可及びこれに係る申請に係る書類その他法第81条第1項に規定する景観協定に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

第7章 景観まちづくり推進の支援策

(表彰)

第27条 区長は、良好な景観の形成の推進に寄与する行為をしたものを表彰することができる。

(支援)

第28条 区長は、良好な景観の形成の推進に寄与する行為をしようとするものに対し、必要な支援をすることができる。

第8章 景観まちづくり審議会

(設置)

第29条 第1条の目的を円滑に推進するため、区長の附属機関として、新宿区景観まちづくり審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

景観まちづくり計画又は景観形成ガイドラインの策定又は変更に関すること。

法第16条第3項の規定による勧告及び第15条第1項の規定による催告に関すること。

法第17条第1項前段及び同条第5項の規定により必要な措置を命ずることに関すること。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定又は解除に関すること。

その他景観まちづくりについて、区長が必要と認める事項に関すること。

3 前項の規定にかかわらず、審議会は、前条第2号及び第3号に掲げる事項の審議について、次条第4項に規定する審議会の小委員会に委任することができる。

4 審議会は、景観まちづくりに関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は18人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、景観まちづくりについて高い識見を有する者、区民及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

4 審議会の効率的な運営を図るため、規則で定めるところにより、審議会に小委員会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

第9章 雑則

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第10条関係）

行為の種別	手続き		協議開始日
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の延べ面積（以下「延べ面積」という。）3,000平方メートルを超え、かつ、同項第6号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が20メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項に規定する確認の申請	申請の日の60日前
		第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出	提出の日の60日前
		第18条第2項の規定による計画の通知	通知の日の60日前
		第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第12条までの各項ただし書（同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）第51条ただし書（同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請	申請の日の60日前
		第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4第1項、第68条の5の5第1項若しくは第2項、第68条の5の6第1項、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項又は第86条の6第2項に規定する認定の申請	申請の日の60日前

		第 58 条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は認定の申請	申請の日の 60 日前
		第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定の申請(同法第 52 条第 1 項及び第 3 項から第 8 項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る)	申請の日の 60 日前
	新宿区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例(平成 16 年新宿区条例第 3 号)	第 3 条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 60 日前
	東京都文教地区建築条例(昭和 25 年東京都条例第 88 号)	第 3 条ただし書又は第 4 条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 60 日前
	東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号)	第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 3 項、第 10 条第 3 号、第 10 条の 2 第 1 項ただし書、第 10 条の 3 ただし書、第 17 条第 3 号、第 22 条ただし書、第 24 条ただし書、第 32 条ただし書、第 41 条第 1 項ただし書、第 52 条又は第 73 条の 20 に規定する認定の申請	申請の日の 60 日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)	第 17 条第 1 項(同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の 60 日前
	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)	第 5 条第 1 項(同法第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の 60 日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9	第 4 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項に規定する認定の申請又は同法第 116 条第 1 項に規定する許可の申請	申請の日の 60 日前

	年法律第 49 号)		
	若葉地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 6 年新宿区条例第 47 号)	第 4 条第 1 項ただし書若しくは第 5 条ただし書に規定する認定の申請又は同条例第 9 条第 1 項各号に規定する許可の申請	申請の日の 60 日前
	新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例(平成 6 年新宿区条例第 48 条)	第 3 条第 1 項ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 60 日前
延べ面積が 1,000 平方メートルを越え、又は、建築物の高さが 15メートルを超える建築物(延べ面積が 3,000 平方メートルを越え、かつ、建築物の高さが 20メートルを超える建築物を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第 6 条第 1 項に規定する確認の申請	申請の日の 30 日前
		第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けするための書類の提出	提出の日の 30 日前
		第 18 条第 2 項の規定による計画の通知	通知の日の 30 日前
		第 43 条第 1 項ただし書、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 48 条第 1 項から第 12 条までの各項ただし書(同法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)、第 51 条ただし書(同法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)、第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項、第 53 条第 4 項若しくは第 5 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号(同法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 55 条第 3 項各号、第 56 条の 2 第 1 項ただし書、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 68 条の 3 第 4 項、第 68 条の 5 の 3 第 2 項、第 68 条の 7 第 5 項、	申請の日の 30 日前

		第 86 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に規定する許可の申請	
		第 44 条第 1 項第 3 号、第 55 条第 2 項、第 57 条第 1 項、第 68 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 68 条の 4 第 1 項、第 68 条の 5 の 5 第 1 項若しくは第 2 項、第 68 条の 5 の 6 第 1 項、第 86 条第 1 項若しくは第 2 項、第 86 条の 2 第 1 項又は第 86 条の 6 第 2 項に規定する認定の申請	申請の日の 30 日前
		第 58 条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は認定の申請	申請の日の 30 日前
		第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定の申請(同法第 52 条第 1 項及び第 3 項から第 8 項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る)	申請の日の 30 日前
	新宿区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例	第 3 条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 30 日前
	東京都文教地区建築条例	第 3 条ただし書又は第 4 条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 30 日前
	東京都建築安全条例	第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 3 項、第 10 条第 3 号、第 10 条の 2 第 1 項ただし書、第 10 条の 3 ただし書、第 17 条第 3 号、第 22 条ただし書、第 24 条ただし書、第 32 条ただし書、第 41 条第 1 項ただし書、第 52 条又は第 73 条の 20 に規定する認定の申請	申請の日の 30 日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第 17 条第 1 項(同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の 30 日前

	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条第1項(同法第6条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の30日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請	申請の日の30日前
	若葉地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	第4条第1項ただし書若しくは第5条ただし書に規定する認定の申請又は同条例第9条第1項各号に規定する許可の申請	申請の日の30日前
	新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例	第3条第1項ただし書に規定する許可の申請	申請の日の30日前
建築物(延べ面積が1,000平方メートルを超え、又は、建築物の高さが15メートルを超える建築物を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第6条第1項に規定する確認の申請	申請の日の15日前
		第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出	提出の日の15日前
		第18条第2項の規定による計画の通知	通知の日の15日前
		第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第12条までの各項ただし書(同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第51条ただし書(同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条	申請の日の15日前

		の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請	
		第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4第1項、第68条の5の5第1項若しくは第2項、第68条の5の6第1項、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項又は第86条の6第2項に規定する認定の申請	申請の日の 15日前
		第58条に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は認定の申請	申請の日の 15日前
		第57条の2第1項に規定する指定の申請(同法第52条第1項及び第3項から第8項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る)	申請の日の 15日前
	新宿区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例	第3条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 15日前
	東京都文教地区建築条例	第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可の申請	申請の日の 15日前
	東京都建築安全条例	第3条第1項ただし書、第4条第3項、第10条第3号、第10条の2第1項ただし書、第10条の3ただし書、第17条第3号、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請	申請の日の 15日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する	第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の 15日前

	る法律		
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条第1項(同法第6条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請	申請の日の15日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請	申請の日の15日前
	若葉地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	第4条第1項ただし書若しくは第5条ただし書に規定する認定の申請又は同条例第9条第1項各号に規定する許可の申請	申請の日の15日前
	新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例	第3条第1項ただし書に規定する許可の申請	申請の日の15日前
	行為の着手		着手する日の30日前
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の15日前
	都市計画法(昭和43年法律第100号)	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日